

令和6年度第2回 岡崎市公園協議会

議事要旨

日 時：令和6年12月6日（金） 14時00分～15時45分

場 所：岡崎市役所 西庁舎 704室

出席者：【委員（敬称略）】

靱井 泰晴（観光関係団体）

小松 恵利子（地元事業者）

榑 笙子（イベント利用者）

佐谷 繁（地元団体）

杉浦 淳子（公園利用者）

平岩 幸一（地元団体）

藤井 伸昌（地元事業者）

本多 孝美（地元団体）

奥田 信（公園緑地課長）

【事務局】

岡崎市：都市基盤部公園緑地課

指定管理者：ホームックス株式会社

オブザーバー：株式会社庭芳造園

■開会

（事務局）

- ・今回の協議会を行うにあたり、岡崎市公園協議会設置要綱第5条第2項により、出席委員が過半数に達しているので、次第に従って進めていく。傍聴人は2人。

■協議事項

（報告事項（1）籠田公園の芝生広場の利用について）

（事務局から「協議事項(1)資料_籠田公園の芝生広場の利用について」に沿って、内容等を説明）
（協議・質疑応答）

（杉浦委員）

- ・イベント出店者へ芝生保護材を利用する周知が必要。ガイドブックのみではなく、使い方が分かる簡単な動画を作成してはどうか。

（事務局）

- ・動画作成は簡単なものなら可能と思われる。ただ、イベント時のやり取りをしているのは主催者なので、出店者まで話がいくかどうか。

（平岩委員）

- ・芝生保護材は指定管理者でどれくらい用意しているのか。

（事務局）

- ・190㎡分を指定管理者で用意している。今行われているイベントであれば基本的に足りる量と思う。

（平岩委員）

- ・申込時にもう少し強調してお願いをしても良いと思う。

（佐谷委員）

- ・芝生保護材はテントの四方とテントの中に敷くイメージか。

(事務局)

- ・テント四方と物を置く下に敷くイメージ。

(本多委員)

- ・物の下はブルーシートではダメなのか。

(事務局)

- ・ブルーシートだと通気性が悪く、蒸れてしまう。

(佐谷委員)

- ・ガイドブックに記載のある「物」の定義と何処までの範囲に必要か明確にした上でお願いをした方が良い。

(榊委員)

- ・物を置くダメージもあるが、日光が遮られることも問題だと思う。植物のためには日光を当てる方が良い。イベント時以外はテントの屋根を取るなどして日光が当たるように配慮してみてはどうか。芝生がダメージを受けている場所はできるだけ使用しないように主催者に案内しても良いと思う。

(平岩委員)

- ・テントを張る場所を指定して、そこだけ人工芝にするなどの解決策も必要だと思う。

(本多委員)

- ・芝生保護材を貸してその上にしか物を置いてはいけないと案内してみてはどうか。

(藤井委員)

- ・写真を見るとテントがあった場所のみ色が変わっており、それ以外のところは緑色になっている。

(靱井会長)

- ・イベントで芝生保護材を利用しているか確認はしているか。今は芝生保護材をどのように貸し出しをしているか。

(事務局)

- ・見回りをしており、使用していない場合は指摘をしている。芝生保護材は倉庫に置いてあるので、必要な場合は倉庫から持っていくように案内している。

(靱井会長)

- ・必ず芝生保護材を使うようにと案内することは可能か。

(事務局)

- ・可能である。

(榊委員)

- ・オオバコという植物があるが、この植物はダメージにも強いので、芝生をガードする役割としてこういった植物の導入を検討してみてはどうか。

(佐谷委員)

- ・申請時に芝生保護材がどのくらい必要か申請してもらうようにすれば良い。

(平岩委員)

- ・義務とした方が良くと思う。

(事務局)

- ・指定管理者がどこまで対応できるかどうか。段階を踏んで行っていくことになると思う。

(佐谷委員)

- ・9/23の写真は、物を置いたダメージというより芝生が削れているように見える。

(平岩委員)

- ・使用前・使用後の写真が別の場所を撮っているように見える。もう少し原因を追究してみてはどうか。

(榊委員)

- ・季節的な影響もあると思う。

(舩井会長)

- ・ガイドブック更新の協議の前に、杉浦委員が籠田公園のラジオ体操利用者にアンケートを取られたとのことでその報告を杉浦委員にお願いする。

(杉浦委員)

(「杉浦委員報告資料_籠田公園ラジオ体操についてのアンケート」に沿って報告)

(質疑なし)

(協議事項(2) 籠田公園及び中央緑道利用ガイドブックの更新について)

(事務局から「協議事項(2)資料①_籠田公園利用ガイドブック(案)」及び「協議事項(2)資料②_中央緑道利用ガイドブック(案)」に沿って、内容等を説明)

(協議・質疑応答)

(榊委員)

- ・芝生利用で露店がダメな理由は。

(事務局)

- ・露店がダメではなく、調理することをダメとしている。調理をする場合は、公園西側のパーゴラの下などで行ってもらい、芝生の上での調理は禁止としたい。調理を伴わない弁当やケーキなどの物品販売は問題ない。

(舩井会長)

- ・調理がダメというエビデンスはあるのか。

(事務局)

- ・エビデンスがあるわけではないので100%の原因とは言えない。

(榊委員)

- ・調理がダメというのはイベント主催者としては厳しい。

(事務局)

- ・油が跳ねて芝生に落ちるのも良くないので、危険性は排除したい。

(佐谷委員)

- ・油跳ねを防ぐためのブルーシートだったが、それが芝生に悪いのでそもそもの調理を禁止にしたいという事だと思う。

(舩井会長)

- ・調理可能場所を記載した方が良いのでは。

(榊委員)

- ・禁止ではなく、配慮してくださいぐらいにしてほしい。

(佐谷委員)

- ・露店を出して調理をしたことは今まであったか。

(事務局)

- ・あった。

(佐谷委員)

- ・その場合はブルーシートを敷いて対応していたのか。

(事務局)

- ・ブルーシートを敷いていたが、結果的に芝生が悪くなった。

(舩井会長)

- ・禁止ではなくポジティブな表現で記載してほしい。

(事務局)

- ・記載のニュアンスを考えます。

(平岩委員)

- ・禁止にした方が従いやすい。原則禁止として細かいところは主催者と管理者で調整してはどうか。

(事務局)

- ・ご協力をお願いします、だと協力しないと言われたときに困ってしまうので禁止としたい。

(佐谷委員)

- ・禁止ではなく、原則禁止の表記がいいと思う。

(杵井会長)

- ・調理禁止だとイベントはできないのか。

(榊委員)

- ・イベントができないという事は無いと思う。

(榊委員)

- ・のぼりがダメな理由は。

(事務局)

- ・ランドスケープのため原則のぼりは禁止。市の施策のものやイベント名が書かれたものなら OK としている。イメージ図はキッチンカーに付随するタペストリーは OK, のぼり旗のように独立して置けるものは NG、あとはと高さをイメージするものとして記載している。

(榊委員)

- ・ダメな理由や基準が分かるように記載してほしい。

(小松委員)

- ・AEDのことは公園の何処かに表示できないか。

(事務局)

- ・AEDは倉庫に置いてあり、常時貸出しができるわけでわけではないので公園に表示することは難しい。そのためガイドブックにもイベント主催者向けに貸出すといった記載にしている。

(杵井会長)

- ・何処の公共施設も常時使えるわけではないのか。

(事務局)

- ・基本的に使えない時がある。

(協議事項(3) 岡崎公園の利用について)

(事務局から「協議事項(3)資料①_岡崎公園の利用について」及び「協議事項(3)資料②_岡崎公園利用ガイドブック(案)」に沿って、内容等を説明)

(協議・質疑応答)

(杵井会長)

- ・岡崎公園は利用ガイドブックが無いのか。

(事務局)

- ・岡崎公園指定管理者のパブリックサービスから近いものは出ているが、こういった利用ガイドブックはまだない。

(本多委員)

- ・音の大きさについての記載はないのか。

(事務局)

- ・記載はしていない。

(平岩委員)

- ・イベントごとに声は掛けていただいているが、定期的な協議会はないという認識。月1でなくても話し合いの場は必要だと思う。多目的広場の周りにはマンションがあり、ステージの向きが悪くて騒音問題となったこともあった。ガイドブックには定期的な会議体と音について明文化してはどうか。

(佐谷委員)

- ・9ページの「騒音、迷惑行為」の2行目と3行目は同じ意味合いでは。

(事務局)

- ・3行目のイベントは多目的広場以外のイベントのことを指している。分かりやすいように記載する。

(佐谷委員)

- ・ペグはダメと聞いたことがあるが、原則と書いてあるということはOKの場合もあるのか。

(事務局)

- ・正式な手続きを踏めば利用できる場合もあるが、基本的にはウエイトをお願いをしたい。

(佐谷委員)

- ・ウエイトのみと記載にした方が良いと思う。

(事務局)

- ・見直しを検討する。

(靱井会長)

- ・多目的広場は指定管理者が管理などを行っているのではないかと。

(事務局)

- ・維持管理は指定管理者で行っているが、イベント等の許可は市が行っている。

■ 報告事項

(報告事項 (1) 出合いの杜公園利用ガイドブックについて)

(事務局から「報告事項(1)資料_出合いの杜公園利用ガイドブック」に沿って、内容等を説明・報告)

(質疑応答)

(靱井会長)

- ・9ページに「芝生保護材を10㎡分イベント前に置いておく」とあるが市が置くのか。また、10㎡で足りるのか。

(事務局)

- ・市で準備し置いておく。芝生の面積が少ないため10㎡分で足りる。

(報告事項 (2) 岡崎市公園スポンサー制度について)

(事務局から「報告事項(2)資料_岡崎市公園スポンサー制度について」に沿って、内容等を説明・報告)

(質疑応答)

(榊委員)

- ・現地表示が先着10名までの理由は。

(事務局)

- ・現地看板で表示するには限りがあるため先着10名までとしている。

(小松委員)

- ・スポンサー料の使い道は。

(事務局)

- ・スポンサーとしてお申込みをいただいた公園の維持管理費に使われる。

(小松委員)

- ・東公園、出合いの杜公園、矢作公園の3公園の理由は。

(事務局)

- ・地域や公園の規模などを考慮し、まずは3公園を選定した。

(報告事項 (3) 電動キックボードについて)

(事務局から「報告事項(3)資料_電動キックボードについて」に沿って、内容等を説明・報告)

(質疑応答)

(佐谷委員)

- ・今まで事故やクレームはあったか。

(事務局)

- ・市民の声で危ないといったお声はいただいたが、事故の報告は受けていない

(榑井会長)

- ・実証実験の目的は。

(事務局)

- ・回遊性の向上とサイクルシェアとの比較を行っている。

(平岩委員)

- ・危ないと思うところはある。今後台数が増えてくると更にリスクが増えると思う。そういったリスクも踏まえて今後進めてほしい。

(榑委員)

- ・禁止事項を守らないと警察に捕まるのか。

(事務局)

- ・一部 LUUP 独自のルールもある。

(報告事項(4) 岡崎公園の名称変更について)

(事務局から「報告事項(4)資料_岡崎公園の名称変更について」に沿って、内容等を説明・報告)

(質疑なし)

■その他

(小松委員)

- ・小中学生等の公園利用者の声を吸い上げて協議会で上げてほしい。籠田公園に限らず、それぞれの公園についての意見を聞きたい。

(事務局)

- ・ご意見を踏まえ今後検討していく。

■閉会

(事務局より挨拶)

- ・次回の第3回公園協議会については、協議事項の有無を確認し、改めて事務局より連絡をする。

以上